

指定就労継続支援（B型）事業所 ぱれっと三田
《 障害福祉サービス 料金表 》

＜ 訓練等給付費対象サービス ＞

訓練等給付費によるサービスを提供した場合は、訓練等給付費のうち1割の額、もしくは受給者証に記載されている市町村が定める利用料負担額をお支払いいただきます。利用者の負担以外については、事業所が市町村から代理受領するものとします。代理受領を行わない場合は、訓練等給付費の全額をいったんお支払いいただきます。（償還払い）

＜基本サービス費＞ 就労継続支援B型サービス費（I）

基本報酬	利用料	利用者負担額（1割）
定員20人以下（人員配置6：1） 平均工賃月額2万円以上2万5千円未満	7,260円/日	726円/日

＜加算項目＞ 事業所のとっている体制・とった対応の内容により加算

	利用料	利用者負担額	
目標工賃達成指導員配置加算（イ）	450円/日	45円/日	目標工賃達成指導員を常勤換算法で1人以上配置しており、手厚い人員体制をもって目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合、利用1日につき算定
目標工賃達成加算	100円/日	10円/日	工賃向上計画を作成するとともに、計画に掲げた工賃目標を達成した場合、利用1日につき算定
就労移行支援体制加算（I）	650円/日	65円/日	就労継続支援B型事業を受けた後に一般就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、利用1日につき算定
送迎加算（I）	210円/片道	21円/片道	事業所が送迎を行った場合、片道につき算定
食事提供体制加算	300円/日	30円/日	支給決定のある利用者に食事を提供した場合に算定
初期加算	300円/日	30円/日	利用開始日から30日を限度とし、利用1日につき算定

訪問支援特別加算 1 時間未満 1 時間以上	1, 8 7 0 円／回 2, 8 0 0 円／回	1 8 7 円／回 2 8 0 円／回	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったとき、居宅を訪問して相談援助を行った場合に算定。月2回限度
欠席時対応加算	9 4 0 円／回	9 4 円／回	急病等により利用を中止した場合、連絡調整や相談援助を行った場合に算定。月4回を限度
利用者負担上限額 管理加算	1, 5 0 0 円／回	1 5 0 円／回	利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に算定。 月1回を限度

加算名	単位数
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位の7.6%を加算
加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っている等の他、キャリアパス要件並びに職場環境等要件等を満たす場合に算定	

< 訓練等給付費対象外サービス >

訓練等給付費対象外サービスの費用には、以下のものがあります。

- ① 食事の提供に要する費用 1食につき450円
ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費として1食150円とする
- ② おむつ代 実費
- ③ 創作活動に係る材料費 実費
- ④ キャンセル料
体調不良等により早退した場合に食事キャンセル料として 150円
(ただし、食事提供体制加算対象外の方は、450円)

上記負担金は1カ月ごとに計算し請求しますので、翌月末日までに現金にてお支払いください。